

税務署からのお知らせ

確定申告に関するご相談

問 国税相談専用ダイヤル
☎0570-00-5901

○確定申告はマイナンバーカードと e-Tax でさらに便利に！

令和6年分の確定申告は、スマホとマイナンバーカードを利用した「ご自宅などからの e-Tax 申告」をぜひご利用ください。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額などを入力するだけで、所得税、消費税および贈与税の申告書などの作成・e-Tax による送信ができます。「確定申告書等作成コーナー」の操作方法などについては、国税庁ホームページにおいて動画でご案内しています。



作成コーナー



申告・納付期限

申告所得税および復興特別所得税・贈与税 3月17日（月）
消費税および地方消費税 3月31日（月）

振替納付日

申告所得税および復興特別所得税 4月23日（水）
消費税および地方消費税 4月30日（水）

申告会場

【場所】 大垣市情報工房5階スィンクホール 大垣市小野4丁目35番地10

【期間】 2月17日（月）～3月17日（月）（土・日曜日、祝日を除く）【開設時間】 9時～17時

※上記期間中は大垣税務署内では申告相談を行いません。

※大垣市情報工房への問い合わせはご遠慮ください。

○申告会場への入場には**入場整理券が必要**です。入場整理券は、申告会場での当日配付または LINE アプリを使ったオンラインでの事前発行の2通りで配付します。

※入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることがあります。

○申告会場では、基本的にご自身でマイナンバーカード（※）を利用したスマホ申告をしていただきます。来場の際は、マイナンバーカードをお持ちの人はマイナンバーカードのほか、源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類を用意してください。（※発行時に設定したパスワード①署名用電子証明書（英数字6～16桁）、②利用者証明用電子証明書（数字4桁）も必要）

国税庁
LINE 公式アカウント



◎税務署の申告書などの提出先に変更があります。

- ・ e-Tax（データ）により提出する場合 ▶ 従来どおり大垣税務署へ送信
- ・ 書面により提出する場合 ▶ 下記業務センターへ郵送

【郵送先】〒460-8527 名古屋市中区三の丸三丁目2番4号 名古屋第二国税総合庁舎
名古屋国税局 業務センター三の丸分室

※所轄税務署を変更するものではありません。

税理士による無料相談所

対象者：①事業所得・不動産所得または年金以外の雑所得を有し、令和5年分の所得金額が300万円以下の者

②給与所得者 ③年金受給者 ④令和4年分の課税売上高が3,000万円以下の消費税課税事業者

場 所：大垣市情報工房2階会議室3 大垣市小野4丁目35番地10

期 間：2月5日（水）～19日（水）（土・日曜日、祝日を除く）

予 約：電話による事前予約 大垣税務署個人課税部門 ☎78-4104（直通）

※予約状況により、ご希望の日時に予約を取れない場合があります。

譲渡所得（株式等譲渡所得含む）、山林所得、贈与税、相続税の相談は実施していません。

消費税および地方消費税の相談については、①売上げおよび仕入れ（経費）に係る額を10%（標準税率）と8%（軽減税率）に区分するとともに、②仕入れ（経費）に係る額をインボイス発行事業者からの仕入れ（経費）とそれ以外の者からの仕入れ（経費）に区分し、それぞれの科目ごとに集計するなど、事前準備をお願いします。